

保護者 各位

四国中央市立土居中学校長
續木 徹

「非常変災時における応急対策」

日頃より、本校の教育活動にご支援、ご協力いただきありがとうございます。

さて、気象庁の「防災気象情報の運用変更」により、四国中央市教育委員会の「非常変災時における応急対策」が改訂されました。これを受け、土居中学校の「非常変災時における応急対策」について下記に示しますので、ご確認の上、対応をお願いいたします。なお、今後、四国中央市教育委員会の「非常変災時における応急対策」に変更があった時には、本校の対応もそれに沿って変更いたします。その際には、事前にお知らせいたしますのでご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 原則として、**午前6時のテレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報**により判断する。
- 2 午前6時の天気予報、またはそれ以後であっても登校時までに、「**大雨・土砂災害**」のどちらか一つでも「**レベル3警報**」以上が出た場合及び「**暴風・暴風雪・大雪**」のどれか一つでも警報が出た場合は「**自宅待機**」とする。
(自宅待機となった時点で、当日の給食及び午前中の授業はなし)
※ 台風接近・低気圧の影響等いずれにおいても、四国中央市に「レベル3警報」・「警報」が発令されたときを基準とする。
- 3 **午前10時30分までに「レベル3警報」（暴風・暴風雪・大雪の場合は「警報」）が解除**されたときは、原則として自宅で昼食をとって、午後1時までに登校する。下校時刻については、テトルやHPでお知らせする。
- 4 **午前10時30分の時点で「レベル3警報」（暴風・暴風雪・大雪の場合は「警報」）が継続**している場合は「**臨時休業**」とする。
- 5 生徒が登校した後、台風接近や大雪による「レベル3警報」や「警報」が出た時、またはその「レベル3警報」や「警報」が予想される場合には、帰宅させることを原則とする。必要に応じて学校に待機したり、保護者に協力を要請したりする。
- 6 市としての「非常変災時における応急対策」が定められているが、これのみにとらわれず、地域の実情に応じた適切な措置をとることがある。
- 7 「暴風・大雨・土砂災害・暴風雪・大雪」以外の警報や各種注意報等の場合は、原則として登校する。ただし、保護者が危険と判断した場合は、保護者同伴で登校するか、安全が確認されるまで自宅待機し、その旨を学校へ連絡する。この場合、遅刻・欠席扱いとはならない。
- 8 登校前までに、弾道ミサイル発射についてJアラートの緊急情報伝達（第1報）があった場合は、学校からの連絡があるまで「自宅待機」とする。安全が確保され、登校が可能となったときには、学校から登校時間を連絡する。
- 9 登校前までに、四国中央市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合は、学校からの連絡があるまで「自宅待機」とする。安全が確保され、登校が可能となったときには、学校から登校について連絡する。